

令和 3 年

社会文教常任委員会会議録

令和 3 年 12 月 16 日

田上町議会

令和3年第6回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年12月16日 午後2時34分
- 3 出席委員
1番 小野澤 健一君 9番 熊倉 正治君
2番 品田 政敏君 10番 松原 良彦君
6番 中野 和美君 11番 池井 豊君
- 4 委員外出席議員
議長 小嶋 謙一君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
副町長 吉澤 深雪 保健福祉課長補佐 棚橋 康夫
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 渡辺 明
書記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
三條新聞社 新潟日報社
- 9 本日の会議に付した事件
議案第45号 令和3年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中
第1表 歳 出

午後2時34分 開 会

社会文教常任委員長（池井 豊君） それでは、社会文教常任委員会、開催します。

追加議案に上がった議案を速やかに審査していきたいと思いますので、よろしく
お願いします。座って進行します。

では、副町長、挨拶ございますか。お願いします。

副町長（吉澤深雪君） 大変お疲れさまです。

議会最終日の大変慌ただしい中、追加議案ということで付託されましたので、よ
ろしくご審議のほうお願いいたします。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 新潟日報社、三条新聞社から傍聴の届出が出され
ておりますので、許可しました。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第45号 令和3年度田上町一
般会計補正予算（第9号）議定について中、第1表、歳出となっております。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） お疲れさまです。保健福祉課の棚橋と申します。よ
ろしくお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。議案書7ページ、歳出のほうをお開き願います。
それと、併せまして本日の委員会資料ということでお配りしましたA4の用紙、表
裏になっておりますが、こちらのほうも併せてご準備いただければと思います。そ
れでは、4款衛生費、1項保健衛生費、5目新型コロナウイルス対策費、補正額
5,909万3,000円の増額をお願いするものでございます。右のほう、説明欄ですが、
今回はひし形のところ2つの事業をお願いいたします。まず1つが子育て世帯への
臨時特別給付金事業ということで6,470万円の増額をお願いするもの、それからも
う一つ、ひし形の下のところ、灯油購入費助成事業560万7,000円の減額をお願いす
るものでございます。

それでは、すみません、今日お配りしました資料ナンバー1のほうを御覧ください。
まず、子育て世帯への臨時特別給付金事業につきましてですが、昨日ご説明申
し上げましたその同じ用紙に、今日の追加提案でお願いいたしますものを見え消し
の線を引いて太字で変更になった部分を記載しておりますので、今日はその変更にな
った部分についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。まず、

事業費、総額としましては1億3,086万1,000円です。そのうち第9号補正で追加提案申しあげましたのが6,470万円です。下のほうに行きまして、支給額のところを御覧いただきまして、対象児童1人につき支給額5万円を線を引いて10万円となります。そのうち追加提案分としまして5万円分をお願いするものでございます。下のところ、補正予算計上額としましては、この本体分につきましては1億2,940万円となります。対象児童、右のほうに1,294名ということで、こちらは変わりありませんので、掛ける単価10万円ということでこの金額をお願いするものでございます。それから、昨日説明、口頭では申しあげたのですが、一番下のところ、その他のところですが、申請が不要な方への振込日は12月27日月曜日を予定しておりますので、よろしく願い申しあげます。子育て世帯への臨時特別給付金につきましては以上になります。

続きまして、灯油購入費助成事業のほうをご説明申しあげます。裏面、資料ナンバー2のほうをお願いいたします。こちらにつきましても、昨日ご説明させていただきましたので、変更となった部分のみご説明申しあげます。まず、事業費につきましては562万円。括弧としまして、そのうち追加提案分ということで減額をお願いですが、560万7,000円の減額をお願いするものでございます。下の表のところ助成額ですが、1世帯当たり5,000円は変わらないのですが、補正予算計上額、本体分としましては500万円。1,000万円計上していたものを500万円ということで、右のほうに2,000世帯だったものを1,000世帯ということで、1,000世帯分の減額をお願いするものでございます。それから、一番下、その他の部分ですが、日にちですが、この事業、県の補助事業を使っておりまして、その実績報告の関係で令和4年2月28日までに町から対象世帯へ振込を完了する必要があるということでご説明申しあげましたが、昨日も口頭で申しあげましたが、3月8日ということで県のほうから修正がありましたので、3月8日までとなっておりますので、よろしく願い申しあげます。それで、この灯油購入費助成事業につきましては、議案書7ページのほうにお戻りいただきまして、それぞれの項目におきまして減額をお願いしております。まず、1節報酬、事務補助員報酬ということで、第8号補正では36万3,000円ということでお願いしておったのですが、そこから18万1,000円の減額をお願いいたします。それから、3節職員手当、時間外勤務手当につきましては、当初24万円の補正をお願いしておりましたが、12万円の減額補正をお願いいたします。それから、10節需用費、消耗品費につきましては、当初といたしますか、補正で4万8,000円をお願いしていたものを1万8,000円の減額をお願いいたします。それから、

11節役務費、通信運搬料、主に郵便料ですが、こちら35万6,000円を計上していたものを17万8,000円の減額をお願いするものです。それから、手数料、振込手数料になります。22万円を計上していたものを11万円の減額をお願いするものです。それから、一番最後、19節扶助費、灯油購入費助成、当初といいますか、8号補正で1,000万円を計上していたものを500万円の減額をお願いするものでございます。このたび灯油購入費助成につきましては、この短い期間の間に大変大きな金額の減額補正ということで、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何とぞよろしくお願いいたします。

私の説明は以上です。

社会文教常任委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方、お願いします。

6番（中野和美君） 保健福祉課、お疲れさまです。

それでは、昨日もお話ししましたが、5,000円の灯油助成金をもらうために町役場窓口へ行く、もしくは郵便で返してもいいということなのですが、対象世帯が生活保護世帯だったり、住民税非課税世帯だったりしますので、今までも申請方式ですとあったと思うのですが、その5,000円をもらうために窓口まで行けないやとか、もしくは窓口まで行くには仕事を休んで行ったり、もしくはタクシーを使って行ったりした場合、逆にタクシー代でまた1,000円ぐらいの負担がかかってしまったりという、そのことを考えますと、今回この説明文にありましたような通信運搬費、これだけは減額しないでそのまま計上していたのであれば返信分も、それに充てられたのかなと今説明を聞きながら考えていました。今回このような補正で、これでいきたいということなのですが、そういうところが申請方式の一番ネックになるところなのです。そういうところ精神的な面の配慮をするということで考えていただきたいと思うのですが、昨日民生委員をお願いしてという方法もありましたが、もうちょっとその辺詳しくお聞かせくださいませんか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 今ほどのご質問ですが、あの後課のほうに戻ってまた内部で検討もしたのですが、今回口座振込の関係でそれぞれの方から口座を出していただく必要がありまして、基本的には窓口に行きつた方は口座の銀行名、支店名、口座番号の入ったページのところをコピーいただいて、うちのほうの入力等に間違いがないように書類を整えて、また後ほど確認するためにも書類を整える必要がありまして、基本的にはコピーを必ずつけていただくことにしておりまして、郵送で出される方もしっかりとご自分でコピーとか取れたりすれば、その辺しっかりと、

1回で終わるといいますか、お互いにやり取りがまた生まれなくていいのですが、なかなかその辺が難しいという場合もありまして、それでその辺も併せて考慮するとなかなか、皆さん全部に返信をお願いした場合にかなりの事務量がまた出てくるかなという想定される部分もありまして、いろいろ検討した中で一律にというのは難しいかなという部分ありましたので、ご理解いただければと思います。

それから、民生委員につきましては、同じような絡む部分もあるのですが、口座のコピーを一緒に出していただく必要があります。その関係で例えば口座のコピーも準備できて、その後役場まで持っていけないので、民生委員のところに取りあえずそれ預けてというようなことであれば、職員が伺ったり、民生委員が届けくださったりとかということ割とスムーズにいくのですが、全部コピーも何にもできない中で民生委員のところ、こんげの来たけど、どうせばいいだろうかと、民生委員の負担というのを考えると、その辺また民生委員とも話ししながら、お願いできる部分は協力して、そうではないところはまた役場と申請者の方の中でやり取りというか、になるかなというふうに思っていますので、何とぞよろしくお願いいたします。

6番（中野和美君） そうしますと、去年の定額給付金るとき、コピーをそのときもつけましたでしょうか。それ確認したいのですが。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） そのときも国のほうの要件の中に通帳のコピーと、あと本人確認書類ということで免許証ですとか保険証、そういったコピーも一緒に頂いておりました。

6番（中野和美君） そうした場合、ほとんど、九十何%定額給付金は支給できたわけですね。ですから、これからのこういう申請制度というのはなかなか、せっかくのいい事業であっても申請しないでしまったということが往々にありますので、今後検討課題としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） ありがとうございます。今後またいろんな事業あるかと思いますが、その際参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ほかに質疑ございませんか。いいですか。

私確認しておきたいのだけれども、子育て世帯の申請が必要な方の支払いは令和4年1月以降になりますとなっているのですが、いつまで受け付けるというのと、いつまでが事業期間というふうな形になるのでしょうか。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） すみません、その期限のほうご説明申し上げません

でしたが、正直まだ終わりのほうは国のほうからもしっかりと示されていない部分があります。ただ、先行の最初の5万円分につきましては、国の令和2年度の予備費を使いまして行う事業ということで、令和3年度末までに完了しなければいけない部分になりますし、後半といたしますか、今日追加させていただきました5万円につきましては、今国会で審議されています今回の国の補正予算のほうに上がっている国の予算になりますので、恐らくこの予算については今この時期ですので、令和3年度から令和4年度まで繰越しということが認められるのではないかなとは思っておりますが、まだその辺の詳しいことは、国のほうもばたばたしている中で、情報が来ておりませんので、その辺はしっかり分かりましたらまた何かの機会でご報告させていただければと思います。

社会文教常任委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

では、ほかに質疑ないですね。

では、質疑を終了します。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第45号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

中野委員、いいですか。さっきの質問で通信費はそのままに、下げずにしてもらいたいという……

6番（中野和美君） 今後の検討課題で。

社会文教常任委員長（池井 豊君） でいいのですね。

では、しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして本委員会に付託された案件の審査は終了いたします。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時50分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年12月16日

社会文教常任委員長 池 井 豊